

令和 2 年 9 月 9 日現在

機関番号：23503
 研究種目：基盤研究(C)（一般）
 研究期間：2016～2019
 課題番号：16K03409
 研究課題名（和文）認知症患者の医療同意と財産権保護における本人自己決定のための法的枠組みの研究

研究課題名（英文）A study on the legal framework for the self-determination of people with dementia in terms of medical consent and protection of property rights

研究代表者
 澁谷 彰久（SHIBUYA, AKIHISA）
 山梨県立大学・国際政策学部・教授

研究者番号：40550463
 交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究により、認知症患者の医療同意と財産権保護という2つの側面から、本人の自己決定に関する法的枠組みについて、以下の3点を具体的に示すことができた。

後見類型を補助類型に1本化した場合、本人の意思を契約当事者内で情報共有するための定型化された意思確認フォーマットが有用である。本人の利益保護のためには、代理意思決定者の法的権限以外に医療・福祉の専門家や、関係する行政・司法・金融機関との連携によるチェック機能が求められる。医療・福祉現場における認知症患者の意思決定のための専門チームを育成するためには、各専門領域の専門家と実務家との協働による継続的・組織的な地域ネットワークが有効である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

医療・介護従事者と外部専門職と家族の間では、侵襲性を伴う医療行為を行う時、患者である当事者本人の意向と対応方針をめぐって対立する場合がある。同様の状況は、高齢者（含む障害者）の自律的な権利擁護機能としても、今後の法的な基盤と信頼性が社会から強く期待されている。本研究により、医療同意等の医療法分野と財産管理等における民事法理論の具体的な応用事例として、認知症看護と介護における現場の実情に合った、医療同意と財産管理権の本人意思決定システムを構築することができる。成年後見や民事信託の法的課題と実務上の課題を明らかにし、地域における意思決定支援システムが示され、導入することができる意義がある。

研究成果の概要（英文）：The current study examined the legal framework for the self-determination of people with dementia in terms of medical consent and protection of property rights. Findings specifically indicated the following:

When assistance includes guardianship, a standardized format for confirming the patient's wishes is a useful way to share information among contracting parties. Outside the legal authority of a surrogate decision-maker, a confirmatory mechanism involving collaboration between medical and welfare experts and relevant government agencies, courts, and financial institutions is needed to protect a patient's interests. A lasting and organized community network created with the collaboration of experts and practitioners in different specialties is an effective way to develop a specialized team to make decisions for people with dementia in medical and welfare settings.

研究分野：民法

キーワード：高齢者 認知症 意思決定支援 地域支援ネットワーク 財産管理 成年後見 信託 任意後見

1. 研究開始当初の背景

超高齢社会における社会基盤の中で、認知症患者自身の財産管理や身上監護に関する法的支援は、現場の専門家や家族などの関係者にとって、具体的な行動指針などの整備は行われてきたが、未だに個別判断に負うところが多い現状である。一方で、病院や施設、在宅看護や家族介護の現場ではさまざまな法的課題がある。医療・介護従事者と外部専門職と家族の間では、侵襲性を伴う医療行為を行う時、患者である当事者本人の意向と対応方針をめぐって対立する場合がある。また、判断能力が減退する中で、財産管理面での本人意思をどのように評価するか、利害関係人の代理行為の正当性が問われる場合もある。同様の状況は、高齢者（含む障害者）の自律的な権利擁護機能としても、今後の法的な基盤と信頼性が社会から強く期待されている。

以上のような社会的背景に対して、

後見類型を補助類型に1本化した場合、本人の意思をどのような方法で法的に担保するのか意思決定に関係する各制度の運用が本来の理念に沿ったものになっているのか
代理人と同意代行者の権限・義務の違い等の法的構造についての理論面での問題
代理行為の担い手である専門職や法人、関係する行政・司法・金融機関などとの連携の問題等、

認知症患者等の意思能力が減退した本人の医療同意や財産管理に関しては、実務的な面も含めた法的問題の論点整理が未だ十分行われていない。

2. 研究の目的

本研究は、認知症患者の医療同意と財産権保護という2つの側面から、本人の自己決定に関する法的課題を明らかにし、その課題解決に必要な法的枠組みを示すため、以下の3点を具体的な研究課題とした。

医療・福祉現場における認知症患者の意思決定のための法的整備とチーム決定方式の検討
成年後見制度や民事信託の活用による地域ネットワークの構築
法学分野以外の隣接領域と実務家との協働による総合的な課題解決型の研究

3. 研究の方法

(1) 研究手法の特色

【特色1】認知症患者の意思決定のための法的整備とチーム決定方式の検討

わが国の認知症対策は、専門職や制度面において分断されてきた。一方、イギリス、アメリカやドイツなどでは、制度横断的な先行研究がありこれらの事例を参照しながら、本研究では、現場の実情に合った本人意思決定システムの開発を試みた。認知症看護と介護における本人の自己決定に焦点を当て、医療同意と財産管理権の意思決定についての比較から、意思決定支援の枠組みを法的にとらえることを試みた。

【特色2】成年後見制度や民事信託の活用による地域ネットワークの構築

本研究により、成年後見や民事信託の法的課題と実務上の課題を明らかにすることにより、地域における意思決定支援システムが示されることが、予想される結果と意義である。学術的な波及効果としては、医療同意等の医療法分野と財産管理等における民事法理論の具体的な応用事例

として理論面、実務面からも多面的な波及効果と強い影響力が期待される。

【特色3】民事法学・看護学・福祉学の各領域からの総合的な課題解決型研究

本学は山梨県内において、唯一の法学(国際政策学部:研究代表者在籍)と看護学・福祉学(各学部所属の連携研究者)が連携できる研究環境を有している。地域貢献の視点からも、本研究を通じて、大学の研究機能の重要性を将来に向けて発信することができた。

(2) 研究計画

4年の研究期間(1年延長を含む)のうち、初年度を認知症看護・介護における法的課題の国内調査と専門職連携モデル(チーム決定方式)の検討、次の2年間をイギリス・ドイツとアメリカで医療機関・地域金融機関等の調査を行い、医療同意と資金管理を中心とした代行者の法的構成の比較・分析を行った。最終年度には、日本型意思決定モデルの策定並びに成果発表の準備にあてた。

4. 研究成果

(1) 医療同意制度の海外比較

わが国の成年後見人が、医療同意権限を有するか議論(解釈論)はあるが、立法者はこれを否定する。一方、医療現場では、本人への侵襲的治療行為と同意権の問題が生じる。このような状況について本研究では、海外の制度と比較検討を行った。

イギリスにおける「意思能力法」

イギリス意思能力法(The Mental Capacity Act(2005))の運用状況と課題
イギリスのMCAの制度概念として、ベストインタレスト(best interests)の考えがある。「能力を欠く人のために、あるいはその人に代わって、本法の下でなされる行為又は意思決定は、本人の最善の利益のために行われなければならない(MCA1条5項)」という本人の最善利益を図ることが、残存能力推定の原則とともに自己決定尊重の原則として示されている。本人のベストインタレストを判断する具体的な基準としては、単に年齢や容貌、根拠のない本人の様子や行動のみからは判断できない(MCA4条1項)、本人の生活状況全般、将来の能力回復の可能性・時期を考慮に入れ、また、意思決定に際し、極力本人の参加を促すことにより本人の参加能力を高める努力の義務付け(MCA4条2、3、4項)、本人の過去及び現在の要望及び感情(本人が能力を有していたときに書かれた書面を含む)、意思決定に影響を与えた信念及び価値観などを考慮に入れること(MCA4条6項)、意思決定者は本人以外に(a)本人の相談者、(b)本人の介護者又は福祉に関心のある者、(c)本人により授権された永続的代理人(lasting power of attorney)、(d)裁判所に任命された本人のための法定代理人の見解を考慮にいれなければならない(MCA4条7項)と定めている。このような、意思決定の優先順位付けを制度化することは、わが国の医療現場においても参考となる。

アメリカにおける自己決定支援制度

アメリカにおける「ヘルスケア・ディシジョン(health care decision)」制度では、事前指示、アドヴァンス・ディレクティブ(advance directives(ADs): Uniform Health-Care Decisions Act §1)を法制化する。アメリカでは、意思決定能力を失った患者の自律性を、家族や医療従事者等と交え、協同的な意思決定プロセスとして捉える。日本では法制化されていない後見人も含めた、本人の利害関係人の意思決定の代位順位を定めている。しかし、あくまでも患者の自律性と、その尊重が基本原則である。また、患者と医療専門職との間で交わす対話による、「協働的意思決定」ま

たは、「共有意思決定」という患者参加型の医療プロセスである、「Shared decision making (SDM)」が、家族や専門家等を含めた共同意思決定のモデルとして参考となる。

ドイツにおける「世話人」制度と医療同意

ドイツでは、同意権限を有する者については法定されており、世話人には同意権が付与されている。「ドイツにおいて患者の権利の向上のための法律 (Gesetz zur Verbesserung der Rechte von Patientinnen und Patienten)」が 2013 年に制定され、BGB 630a 条 ~ 630h 条に医療契約 (Behandlungsvertrag) が規定された。医療処置の前提として、患者の同意能力がない場合は、事前配慮代理権 (Vorsorgevollmacht) または、同意能力を有していたときに記した患者の事前指示書による医療処置を認める。世話人に対しても、患者の事前指示書が存在しない場合、世話人は被世話人の治療についての希望または推定的意思を突きとめ、医療措置に同意または拒否するか決定しなければならないとされる (BGB1901a 条 2 項)。わが国では、民法典に医療契約条項は無く、インフォームドコンセントとして契約法理により補完され、意思無能力となった患者への法の欠缺状況があるといえよう。

(2) 医療同意と財産管理権に関する意思決定支援の法的機能

わが国では、本人が同意能力を喪失したときは、一般にはその家族から同意を得るのが医療現場での運用である。しかし、家族に同意権限があることは、明確な根拠があるわけではない (新井誠 / 西山詮編「成年後見と意思能力」所収 - 上山泰著「患者の同意に関する法的問題点」(日本評論社2002年) 132頁以下)。医療現場での判断基準と同意の違法性阻却事由について分析することは、本人の意思決定と共に、認知症の様々な症状を検証する必要性がある。この視点は、財産管理における本人の意思能力減少の場面とどのような相違または類似性があるのかを比較することにより、代行権限の法的性格を明らかにすることができる。代行者の定義、本人との利益相反関係、同意権の射程を検討し、医療行為の同意が一身専属性も強い面、財産管理権としての法律行為との違いを明らかにする必要がある。本件研究では、本人の意思決定のためのいくつかの支援モデルを策定した。弁護士等の法律専門職後見人の代理権についても、医療従事者等の現場専門職との連携、親族の関与を考える上で重要な示唆を得ることができた。

(3) 認知症看護・介護における意思決定の専門職連携モデル

本人の意思を実現するためには、財産管理と身上監護、司法と福祉、広範な介護と医療分野に精通した専門家がケース毎に必要となる。高齢者や認知症患者の意思能力判定方法の再評価、アドバンス・ディレクティブの重要性の認識とその促進、医療任意代理人制度創設の検討、代理人による代理判断の適切性の担保について、介護現場と高齢者認知症専門家 (Gerontology) との連携を深めながら解決方法を模索していく必要がある (箕岡真子/稲葉一人「介護保険制度下における高齢者介護に関する倫理的問題と今後の課題」(生命倫理 VOL16 2006年)124頁)。

わが国においては近年、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」(2018年3月)が策定され、医療現場における一つの指針が示された。そこでの医療に係る意思決定が困難な場合、チームモデルとして求められる基本的な取り組み指針は、以下の4点である。

第1に、家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。第2に、家族等が本人の意思を推定できない場合には、

本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。第3に、家族等がない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。第4は、このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

この基本方針は、意思能力が不十分な患者本人が、必要な医療を受けられるように、成年後見人等に期待される具体的な役割を定め、ている。

契約の締結等

➤必要な受診機会の確保・医療費の支払い

身上保護（適切な医療サービスの確保）

➤本人の医療情報の整理

本人意思の尊重

➤本人が意思決定しやすい場の設定

➤本人意思を推定するための情報提供等

➤退院後、利用可能なサービスについての

情報提供

その他

➤親族への連絡・調整（親族の関与の引き出し）

➤緊急連絡先、入院中の必要な物品等の手配、遺体・遺品の引き取り

医療機関は、このような関わりが可能か成年後見人等に相談する体制を整備することが重要となる。今後、医療現場において、本ガイドラインの適正な運用が望まれている。

さらに、全国の自治体などを中心に後見人等の担い手を地域社会で育成するモデルづくりは、山梨県甲府市において、権利擁護支援のための「こうふ成年後見センター」の設置に結び付いた。甲府市では、同センターが法人後見、後見監督人を受任した場合、様々なサポートを実施することになった。本研究により、地域の実務家との協働により、後見人等の支援体制を地域で具体的に構築することができたのは大きな成果である。

（４）課題と今後の研究の方向性

「成年後見制度利用促進基本計画にかかわる中間検証報告書」(2020年3月17日)が示された。報告書によれば、今後の政策目標として、成年後見制度を安心して利用できる環境を整備し、充実した地域連携ネットワークの整備や後見の監督機能や不正防止が求められている。今後は、このモデルの実効性が担保できるように、専門職や社会的なネットワークシステムによるチェックにより、多職種連携の取組みが求められる。特に、金融取引における意思能力減退者の預金債権保護や、成年後見支援信託等の信託口座による管理の法的安定性を含め、研究の対象を金融機関との連携に焦点を絞り込んでいくことにしたい。

以上

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 澁谷彰久	4. 巻 16
2. 論文標題 David English教授講演会「アメリカのスペシャル・ニーズ・トラストと成年後見法」参加報告	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 成年後見法研究	6. 最初と最後の頁 115-123
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 澁谷彰久	4. 巻 7
2. 論文標題 「信託口預金口座」の法的性質と課題 福祉型管理口座の必要性を考える	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 信託フォーラムVol.7（日本加除出版）	6. 最初と最後の頁 72-77
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 澁谷彰久	4. 巻 68
2. 論文標題 「パネル7 経済的搾取と監督 第4回成年後見法世界会議報告2～The 4th World Congress on Adult Guardianship～」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 実践成年後見No.68（民事法研究会）	6. 最初と最後の頁 100-103
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 新井誠	4. 巻 71
2. 論文標題 任意後見制度を考える	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 実践成年後見	6. 最初と最後の頁 5-13
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 新井誠	4. 巻 1
2. 論文標題 成年後見制度利用促進法の施行と成年後見制度の展望	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 障害法創刊号	6. 最初と最後の頁 51-76
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 依田純子	4. 巻 5
2. 論文標題 認知症支援における介護支援専門員の困難とその対処方法に関する研究	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 日本在宅看護学会誌	6. 最初と最後の頁 92
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 澁谷彰久
2. 発表標題 金融包摂と高齢者財産管理制度の課題
3. 学会等名 シンポジウム「高齢社会における信託・成年後見・金融の課題と展望」
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 新井誠 (第1章「高齢社会における個人信託制度の必要性」)	4. 発行年 2017年
2. 出版社 日本加除出版	5. 総ページ数 364
3. 書名 『高齢社会における信託制度の理論と実務 金融・信託業から医療・福祉・看護までの役割と機能』 (編集代表 新井誠)	

1. 著者名 依田純子(第4編 医療・福祉・看護編 第1章「認知症支援における地域ネットワークの構築と看護職の役割」)	4. 発行年 2017年
2. 出版社 日本加除出版	5. 総ページ数 364
3. 書名 『高齢社会における信託制度の理論と実務 金融・信託業から医療・福祉・看護までの役割と機能』(編集代表 新井誠)	

1. 著者名 澁谷彰久(第2章「後見制度支援信託と専用口座について 預金口座の法的機能からの考察」)	4. 発行年 2017年
2. 出版社 日本加除出版	5. 総ページ数 364
3. 書名 『高齢社会における信託制度の理論と実務 金融・信託業から医療・福祉・看護までの役割と機能』(編集代表 新井誠)	

1. 著者名 新井誠(第3編信託に関する今日的な動向「民事信託の新たな展開」)	4. 発行年 2017年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 416
3. 書名 『信託法制の新時代 信託の現代的展開と将来展望』(能見善久・樋口範雄・神田秀樹 編)	

1. 著者名 柳田正明	4. 発行年 2018年
2. 出版社 新日本法規	5. 総ページ数 1,050
3. 書名 『わかりやすい障害福祉サービスの実務』編集代表	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
連携研究者	新井 誠 (ARAI MAKOTO) (40146741)	中央大学・法学部・教授 (32641)	
連携研究者	依田 純子 (YODA JUNKO) (60279908)	山梨県立大学・看護学部・准教授 (23503)	
連携研究者	柳田 正明 (YANAGIDA MASA AKI) (80328880)	山梨県立大学・人間福祉学部・教授 (23503)	